利用区域情報の確認を行い地域の他の利用者との協調を心がけましょう。



❶ 大口（糸島市）
❷ Ⓐ二見ヶ浦 Ⓑ西浦（福岡市）
❸ Ⓐ小田 Ⓑ大原（福岡市）
❹ Ⓐ生の松原 Ⓑ長垂 Ⓒ浜崎今津（福岡市）
❺ シーサイドももち・マリナタウン（人工）海浜公園（福岡市）
❻ 志賀島（福岡市）
❼ Ⓐ奈多 Ⓑアイランドシティ（福岡市）
❽ 新宮（新宮町）
❾ Ⓐ宮地浜 Ⓑ福間（福津市）
❿ 津屋崎（福津市）
⓫ 白石浜（福津市）
⓬ 勝浦浜（福津市）
⓭ Ⓐ神湊 Ⓑさつき松原（宗像市）
⓮ 鐘崎（宗像市）

航行時の遵守事項

違反した場合、過去1年間の累積違反点数が5点（過去3年以内に行政処分を受けると3点）を超えると、6ヶ月以内の免許停止または戒告の行政処分が課せられます。



- **酒酔い等操縦の禁止**
- **危険操縦の禁止**
 （各違反点数3点 死傷を伴う場合6点）
- **免許者の自己操縦**
- **ライフジャケットの着用**
 （違反点数2点 死傷を伴う場合5点）
- **見張りの実施**　**発航前の検査**

漁業など、地域環境への理解を深めることは、事故や迷惑行為防止への第一歩です。

操業中の漁船への接近禁止



操業中は急変針や急停止する場合があり、漁船の**船尾から漁具を引いている場合も**あるので、操業中の漁船には接近しないでください。

遊泳場への配慮



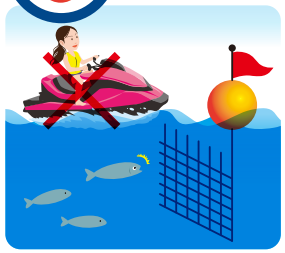
海水浴場の近くで走行すると、**遊泳者が衝突の危険を感じる**など、**大変不安**になります。また、海浜に**四輪駆動車等を乗り入れての水上オートバイの出し入れ**や、**四輪駆動車で砂浜を走り回る**のも、他の**海浜利用者の迷惑**となりますので、ご遠慮ください。

潜水漁業者への接近禁止



沿岸近くを水上オートバイが航行すると、水中で**潜水漁を行っている**漁業者と**衝突する**可能性があり**大変危険**です。

定置網漁業への接近禁止



定置網やその他漁網の近くを走行すると、水上オートバイから発生する**水中騒音等の影響で魚が近寄らず**、漁獲の減少など大きな**経済的被害も発生**しています。

騒音注意



民家の近くでは騒音に十分気を付けましょう。

湾内など

※漁港及び港湾施設を利用することはできません。



湾内をはじめ、**他の水上オートバイや船舶が航行する海域**では、**徐行する**など**十分注意**して航行しましょう。

ルールとマナーを守って安全に乗りましょう

PW安全マップ



緊急連絡先

海の事件・事故	118
警察への事件・事故	110
火事・救助・救急車	119
天気	177
福岡県救急医療情報センター	092(471)0099

マリーナ連絡先

福岡マリーナ（マリンパトロールステーション）	福岡市東区大岳4-2-61	092(603)2268
海の中道マリーナ&テニス	福岡市東区西戸崎18-25	092(603)2221
イーストマリーナクラブ	福岡市東区大岳4-350-8	092(603)6688
西福岡マリーナ	福岡市西区小戸2-11-1	092(885)2288
マリーン博多	福岡市中央区港3-3-29	092(731)8303
福間マリーナ	福津市花見が浜3-7-1	0940(43)0696
津屋崎マリーナ	福津市津屋崎1345-42	0940(52)2335

［協　力］

福岡市
糸島市
新宮町
古賀市
福津市
宗像市
宗像警察署
粕屋警察署
東警察署
博多臨港警察署
西警察署
PW安全協会
福岡市漁業協同組合
新宮・相島漁業協同組合
宗像漁業協同組合
鐘崎漁業協同組合

福岡市港湾空港局
福岡海上保安部

航行禁止区域及び注意内容を十分認識の上ご利用ください。

遊泳場　騒音注意　港内等（漁船出入口）　潜水漁　定置網漁等　区域図

② Ⓐ二見ヶ浦 Ⓑ西浦（福岡市）



③ Ⓐ小田 Ⓑ大原（福岡市）



④ Ⓐ生の松原 Ⓑ長垂 Ⓒ浜崎今津（福岡市）



⑤ シーサイドももち・マリナタウン（人工）海浜公園（福岡市）



⚠ 福岡市海浜公園においては、条例により**指定船舶以外侵入禁止**となっており、違反者には**過料（5万円以下）**が科せられます。

⑥ 志賀島（福岡市）



⑦ Ⓐ奈多 Ⓑアイランドシティ（福岡市）



区　分	和白干潟・香住ケ丘ゾーン	御島ゾーン	海の中道ゾーン
手こぎボート	×	○	×
カヌー	×	○	×
水上バイク	×	×	○
ウェイクボード	×	×	○
その他エンジン付船舶を利用したマリンスポーツ・レジャー	×	×	○
潮干狩り	○	○	○
水域管理・人命救助・水産資源に関する船舶	○	○	○

○：利用可
×：利用不可
※大会などのイベント開催時は、関係者との合意の上で、指定水域以外での利用を認めるものとする。
※その他、やむを得ず通行する場合は、自然環境・周辺環境に配慮し、微速走行に務めるものとする。

① 大口（糸島市）



⑧ 新宮（新宮町）



⑨ Ⓐ宮地浜 Ⓑ福間（福津市）



⑩ 津屋崎（福津市）



⑪ 白石浜（福津市）



⑫ 勝浦浜（福津市）



⑬ 神湊・さつき松原（宗像市）



⑭ 鐘崎（宗像市）

